

札幌市工事請負契約に係る労働者賃金実態調査試行要領

令和2年2月14日財政局長決裁

(趣旨)

第1条 この要領は、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）等の趣旨を踏まえ、公共工事に従事する労働者（労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条で定める労働者をいう。以下同じ。）の労働環境の改善に資する入札契約制度改善の基礎資料とすることを目的に、公共事業労務費調査連絡協議会が実施する公共事業労務費調査（以下「公共事業労務費調査」という。）に準じて行う札幌市工事請負契約に係る労働者賃金実態調査（以下「賃金実態調査」という。）について、必要な事項を定める。

(調査対象工事等)

- 第2条 賃金実態調査を行う対象工事は、工事等担当部と調整の上、工種を考慮し、別に定める一定額以上の下請工事が見込まれる工事（以下「調査対象工事」という。）とする。
- 2 賃金実態調査の対象となる事業者は、調査対象工事の受注者及び施工体系図（施工体制台帳に係る書類の提出に関する実施要領（平成13年9月25日助役決裁）に基づき提出させる施工体制台帳中の「工事作業所災害防止協議会兼施工体系図」をいう。）に記載されたその下請負人（以下「調査対象事業者」という。）とする。
- 3 調査対象工事とする予定があるものには、入札の告示においてその旨を明示するものとする。

(調査対象となる労働者)

第3条 賃金実態調査の対象となる労働者は、調査対象事業者の労働者であって、国土交通省及び農林水産省が決定する公共工事設計労務単価において区分される職種に該当する者のうち、第4条第1項の規定に基づく調査対象の賃金等を支払われた者（以下「調査対象労働者」という。）とする。

(調査事項)

- 第4条 賃金実態調査は、一定の期間中に調査対象労働者に支払われた賃金等に関する調査を行うものとし、別に定める調査票により行うものとする。
- 2 前項の調査票は、調査対象事業者に対し、調査対象労働者に関する個人情報の適正な取扱いのもと、別に定める特記仕様書に基づき作成させ提出させるものとする。この場合において、二次以下の下請負人にある場合は、調査票の提出を任意にさせるものとする。
- 3 調査対象事業者において、賃金実態調査と公共事業労務費調査とが重複することとなった場合は、前2項の規定にかかわらず、その者に行わせる賃金実態調査に対し、事務の軽減を図るための必要な措置を行うことができる。

(参加停止の適用除外)

第5条 前条の規定に基づく調査票の提出がなかった場合であっても、札幌市競争入札参加停止等措置要領（平成14年4月26日財政局理事決裁）第1条（参加停止）の規定は、適用しない。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、この要領の運用についての必要な事項及び様式は、管財部長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、令和2年3月1日から施行する。
- 2 この要領の規定は、令和2年4月1日以後に告示する工事から適用する。